

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第13回島根海区漁業調整委員会が平成22年12月17日に松江テルサで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年国から漁獲可能数量の通知を受け、その数量に基づき県の計画を定めています。

今般、マアジ、マイワシ、スルメイカについて平成23年の数量が国で決定され、島根県の漁獲可能数量が通知されました。

この通知を受け、県では計画数量の変更をする必要が生じ、知事から海区漁業調整委員会に計画変更の諮問があったものです。

審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることことになりました。

なお、本計画の変更は国の承認を得て、県の計画として公表されることとなります。

◇知事管理量

	H22年1~12月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH22年7~H23年6月）	H23年1~12月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH23年7~H24年6月）
マイワシ	若干	若干
マサバ及びゴマサバ	13,000トン	漁期開始までに決定
マアジ	38,000トン	37,000トン
スルメイカ	若干	若干
ズワイガニ	若干	次期漁期までに決定

（マアジの全国TAC=220,000トン）

◇上記のうち中型まき網漁業の知事管理量

	H22年1~12月（マサバ及びゴマサバについてはH22年7~H23年6月）	H23年1~12月（マサバ及びゴマサバについてはH23年7~H24年6月）
マイワシ	若干	若干
マサバ及びゴマサバ	12,000トン	漁期開始までに決定
マアジ	35,000トン	34,000トン

2. 第6次島根県栽培漁業基本計画について（協議）

栽培漁業基本計画とは、栽培漁業を効果的に推進するために県が取り組む基本的な内容を、国が定める基本指針に基づき策定するものです。

本件については、昨年度の委員会でも概要を説明をしてきましたが、県の計画の拠り所となる国の基本方針の公表が遅れたことから、今回の協議になったものです。

説明の概要は以下のとおりで、協議の結果、本案のとおり作業を進めることで了解されました。

1. 目的

栽培漁業を効果的に推進するために、県が取り組む基本的な内容を計画化（目標年度：H26）

2. 計画策定の考え方

- 国の基本指針を踏まえた計画策定
- 原則として、県内で種苗の調達が可能なる魚種を対象
- 既に事業化に取り組まれているが、将来の事業化に向けて技術開発が進められている魚種で、漁業者等から取組の継続が要望されている魚種を対象
- 放流尾数・サイズについては、県栽培漁業センター等の生産能力や中間育成施設能力、放流効果の実証や事業効率の向上、等を総合的に判断

3. 計画の概要

（1）水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

○栽培漁業による資源造成への取組強化

■放流魚の漁獲だけでなく、親魚を獲り残すことによる放流魚を親とした再生産能力の活用等、資源造成型の栽培漁業への取組を推進

■このため、資源回復計画や水産基盤整備事業との一体的推進や、種苗の生育場となる藻場・干潟等の保全活動との連携を促進

○対象種の重点化と効率的な栽培漁業の推進

種苗生産技術や関係施設の能力等を踏まえた放流魚種の重点化、種苗生産や中間育成の効率的推進に努める

○広域種の推進体制

隣接県にも移動し漁獲される魚種にあっては、関係県との連携や共同推進体制の構築を検討

○栽培漁業に関する県民理解の醸成と普及

水産物の安定供給に加え、種苗放流や育成を通じた自然環境の保全や、児童・小学生等への教育の場の提供、遊漁・観光振興への貢献等、栽培漁業の有する多面的機能について広く県民に理解を得るよう努める

(2) 栽培漁業の対象種類と放流数等

種類	放流数量	放流時の大きさ	技術開発の段階
マダイ	1,000千尾	70mm	事業化実証期
ヒラメ	700千尾	80mm	事業化実証期
アカアマダイ	10千尾	70mm	量産技術開発期
アワビ	500千個	30mm	事業化実証期

※ 第5次計画で対象としていた「オニオコゼ」については、漁業者等の意向を踏まえて削除。

※ 量産技術開発期：種苗の量産技術の開発を行う

事業化実証期：放流効果を実証し、効果に応じた経費負担を検討する

(3) 栽培漁業に係る技術の開発に関する事項

○良質種苗の大量生産とともに、種苗生産の低コスト化技術の開発に取り組む

○県水産振興協会を中心に、生産から放流・育成までの一体的な技術開発の推進や、事業効率の向上に努める

(4) 放流後の調査、関係機関の連携体制等

○放流魚の再生産による資源量増大への寄与や、経済的波及効果等を含めた放流効果の評価に努める

○県水産振興協会を主体に、関係者が協力して放流効果を把握するための市場調査等を実施する

3. 資源管理・漁業所得補償対策の概要について(報告)

来年度から、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぶらすの仕組みを拡充して漁業収入の安定を図る国の制度が導入されることになりました。

この仕組みは、資源管理への取り組みを要件に漁業共済掛金の補助率拡大、積立ぶらす積立金の補助率拡充が図られるものです。

この中で、漁業者の取り組む資源管理計画は県が策定する指針に沿ったものでなくてはならず、県の策定する指針は海区漁業調整委員会に諮ることになっていることから、今回はこの制度の概要と進め方等について説明があったものです。

なお、本制度の詳細については水産課までお問い合わせ下さい。

4. 中海・境水道におけるアサリの殻長制限について(報告)

平成21年、中海本庄水域と境水道を仕切る森山堤防の一部が開削されたことから、本庄水域及びその周辺水域の漁場機能の変化が注目されています。

水産技術センターでは、当水域を中心とする水産資源について調査を実施し、アサリ、サルボウの増殖について検討しているところですが、アサリについては地元の漁業者やN

POが稚貝の発生を確認しており、その実態についてはテレビ番組で紹介もされ、注目が集まっているところです。

ところで、この中海については干拓淡水化計画の際、漁業権が消滅し、実質的な資源管理者不在の状況にあり、アサリについても漁船や許可の必要な漁具を使わなければ、誰でも期間や大きさの制限無く、採捕が可能な状態にあります。

そのため、県では発生したアサリ資源の維持増大を図るため、採っても良い大きさを海区委員会指示により当面制限し、指示の定着を待って県漁業調整規則へ移行することを計画しています。

今回の委員会では、中海のアサリ資源を取り巻く状況や県の考え方の説明と、委員会指示発令に向けた作業スケジュール等の報告があったものです。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局 TEL 0852-22-5950